

岐阜市情報セキュリティポリシー  
情報セキュリティ基本方針

第4版

制 定 : 平成15年 8月14日  
改 定 : 令和 4年 6月20日  
岐阜市情報セキュリティ委員会

## 制定／改定履歴表

版数	制定／改定日	理由
1	平成15年 8月14日	制定
2	平成19年10月22日	改定
3	令和元年 6月21日	改定
4	令和4年 6月20日	改定

# 岐阜市情報セキュリティポリシー

## 情報セキュリティ基本方針

### 1 目的

本市の各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、部外への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招くおそれのある情報が数多く含まれており、情報資産（ネットワーク及び情報システムの運用に係る全ての情報並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報（これらを印刷した文書を含む。）をいう。）並びに情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守り、継続的かつ安全・安定的な行政サービスを実現するために必要不可欠である。このことは、近年のいわゆるIT革命の進展により、電子市役所の実現等情報技術を利用した行政事務が増加していく中で、ますます重要となっている。

このため、本市では、情報を守り（機密性）、情報の取扱方法を正しくし（完全性）、情報を正しく提供・活用するか（可用性）といった情報セキュリティを維持・向上するための対策を整備し、市民に対しよりよい行政サービスを提供し、安全で安心できる市政を実現するため、岐阜市情報セキュリティポリシーを定めることとし、情報セキュリティの確保に最大限取り組むこととする。

以上の情報セキュリティポリシーの目的を実現するため、本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を次のとおり定めるものとする。

### 2 情報セキュリティポリシーの定義と役割

情報セキュリティポリシーは、本市の情報資産並びに情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムに関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的にとりまとめたものであり、情報セキュリティ対策の最高位に位置するものである。

また、情報セキュリティポリシーは、個人情報を始めとする本市が保有する情報を正しく守り、市長を筆頭にすべての職員に情報を正しく取り扱うための意思統一を行い、及び市民が求める情報を正しく提供し、よりよい市政の実現に向けて努力するための指針となる役割を持つ。

### 3 情報セキュリティポリシーの適用範囲

情報セキュリティポリシーの適用範囲は、市長の補助機関、各行政委員会、各地方公営企業及び議会事務局（以下「適用機関」という。）の情報資産並びに情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを対象とする。

### 4 情報セキュリティポリシーの構成

情報セキュリティポリシーは、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 情報セキュリティ基本方針 情報セキュリティ対策に関する統一的かつ基本的な方針
- (2) 行政情報セキュリティ対策基準 行政事務における情報セキュリティ対策の基準（情報資産

並びに情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムに関連する各種規程を含む。)

- (3) 学校教育情報セキュリティ対策基準 教育ネットワーク及び教育情報システムの取り扱いにおける情報セキュリティ対策の基準（情報資産並びに情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムに関連する各種規程を含む。）

なお、情報セキュリティ対策基準に基づき、個々の情報資産に関する具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として、要綱及び実施手順書を策定する。

## 5 情報セキュリティ委員会

情報セキュリティポリシーの策定、運用及び評価・見直しによって情報セキュリティを適切に確保するための体制として、情報セキュリティ委員会を設置する。情報セキュリティ委員会は、担当副市長を長とし、部局等の長を構成員として、全庁体制を構築する。

## 6 情報セキュリティポリシーの評価・見直し

適切なセキュリティレベル維持のために、情報セキュリティ対策基準及び関連実施手順の評価・見直しを定期的に行う。また、必要に応じて外部の機関を活用した監査を実施し、情報セキュリティポリシーの妥当性を確認する。

## 7 情報セキュリティポリシーの教育体制

業務に関わるすべての職員が情報セキュリティに関して共通の認識を持ち、適切な対応を可能とするために、情報セキュリティポリシー教育を定期的に行い、情報セキュリティポリシーの周知徹底を図る。

## 8 遵守義務と罰則

情報セキュリティポリシーは、適用機関の職員すべてにその遵守を義務づける。また、セキュリティポリシー及び関連する実施手順に違反した者は、地方公務員法等に基づき懲戒処分等の対象とする。

以上